

11月

「児童虐待防止推進月間」

児童虐待とは、保護者が子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指します。法律では4種類に分類しています。

1. 身体的虐待

子どもの身体に暴行などで外傷を与えること。

2. 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること・させること。

3. ネグレクト

保護者が子どもの世話をせずに長時間放置したり、適切な世話をしないこと。

4. 心理的虐待

子どもの心を傷つけるような暴言を言ったり、無視すること。家族への暴力や暴言を子どもに見聞きさせること。

次のような状況は、子どもからのSOSの場合があります。

- 不潔なおいがする
- 身体に不自然な外傷・あざ・やけどなどがある
- 表情が乏しい、笑わない
- 病気ではないのに極端にやせている
- 他の人に身体を触られることを極端に怖がる
- 不自然な時間に外にいることが多い

次のような状況は保護者からのSOSの場合があります。

- 大声で怒鳴ったり叱ることがあり、たたく音や叫び声が聞こえる
- 地域や親族との交流が少なく、孤立している
- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者に診せようとならない
- 先生、保育士、他の親等との接触を避ける

自分自身が虐待してしまいそうなおとき、虐待を受けているかもしれない子どもを発見したときは、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、もしくは下記まで相談ください。

【相談・問合せ先】

保健センター 福祉課 福祉事務所
☎75-4102

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守りましょう

～11月はSIDS対策強化月間です～

乳幼児突然死症候群とは、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する原因不明の病気です。12月以降の冬期に発生する傾向が高く、生後2～6か月に多いと言われています。

次の3つを守ることを心がけることで、SIDSの発症率が低くなるとされています。

①1歳まではあお向けで寝かせる

うつぶせに寝かせた時のほうが、SIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっています。しかしSIDSはあおむけ寝でも起こりますし、うつぶせ寝が直接的な原因というわけではなく、なぜ、うつぶせ寝がSIDSのリスクを高めるかは不明です。よく眠っているからといって長い時間赤ちゃんを一人にしないようにしましょう。

②たばこをやめる

妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。

赤ちゃんの身近にいる人はたばこをやめましょう。

③できるだけ母乳で育てる

ただし、母乳がでない、母親の服薬や仕事の都合などの理由で母乳で育てられない場合は無理をしないようにしましょう。

【相談・問合せ先】

保健センター 福祉課 保健師 ☎75-4101

